



鏡石町公布第73号

鏡石町役場窓口開庁時間の短縮に関する規程をここに公布する。

令和8年9月30日

鏡 石 町 長 木 賊 正 男



令和8年 鏡石町規程第45号

鏡石町役場窓口開庁時間の短縮に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、鏡石町役場窓口開庁時間の短縮について必要な事項を定めることを目的とする。

(窓口開庁時間)

第2条 窓口開庁時間は、午前9時から午後4時30分とする。

(対象窓口)

第3条 対象となる窓口は、税務町民課及び出納室とする。

(対象業務)

第4条 対象となる業務は以下各号に定める業務とする。

- (1) 税務町民課における、戸籍届出以外の業務
- (2) 出納室における窓口業務全般

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、窓口開庁時間について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。